

「令和5年11月 建設コンサルタント業務等における 入札・契約手続きに関するガイドライン」改定の概要

令和5年11月
企画部 技術管理課



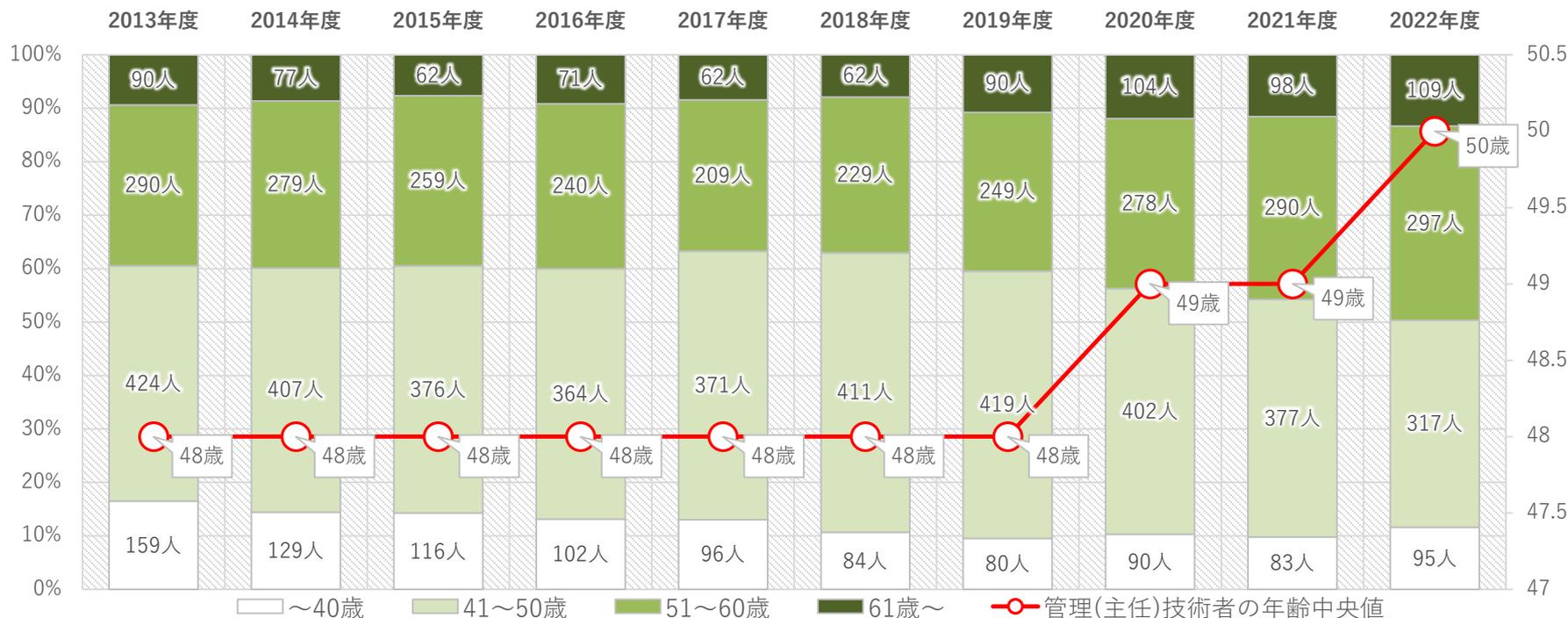
更新履歴

Ver	ページ	タイトル	更新内容
2	25	基本事項（技術者） 業務成績（3）	見直し（プロポーザル） 評価方法②の注意書き内の④を②に訂正 見直し（総合評価・簡易公募型競争） 評価項目②の注意書き内の④を②に訂正
2	38	評価対象期間の更新（1）	参加企業（業務実績） 改定内容が「参加要件から削除」となっていたのを訂正
3	41	7. 契約手続き期間の見直し（2）	フロー図（見積徴収あり） 技術提案書提出期限から競争参加資格通知までの期間を訂正

課題① 管理(主任)技術者の高齢化

- ◆ 2020(令和2)年度から、管理(主任)技術者の平均年齢は上昇傾向を示している。
- ◆ また、51歳以上が増加し、50歳以下が減少している。
- ◆ 令和元年～2年度の2ヶ年で、『優良技術者表彰』の加点を廃止し、新たに『CPD』と『幅広い取組姿勢』を評価対象に加えたが、年齢低下は見られない。
 R1改定 『CPD』と『幅広い取組姿勢』を評価項目に追加
 R2改定 『優良技術者表彰』を評価項目から削除

管理(主任)技術者の年齢構成



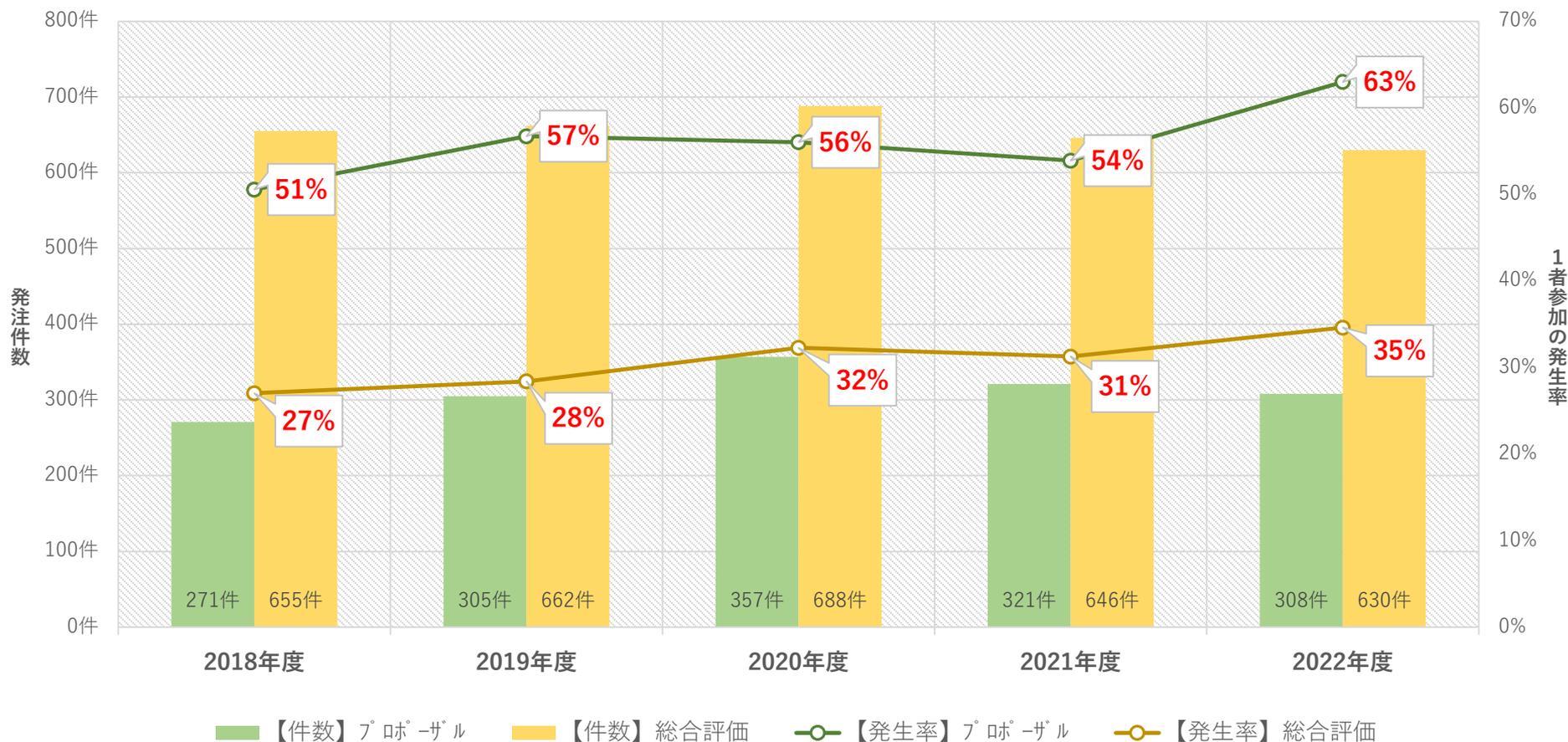
※一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）が提供するTECRIS（業務実績）データを基に中部地方整備局（港湾空港関係を除く）が発注した業務を抽出して集計したもの
 ※年齢は各年度の4月1日時点の年齢とした。

課題② 1者参加・1者応札の増加

- ◆ 1者のみの参加は**上昇傾向**を示し、特に**令和4年度は大きく上昇**している。
- ◆ 新型コロナ蔓延拡大に伴い、令和2年度に受発注者双方の負担軽減のため、評価項目のうち『**技術提案**』の見直しを実施したが参加者の拡大には至っていない。

R2改定

- ・プロポーザルで『評価テーマ』のみ評価（『実施方針』を削除）
- ・総合評価で『実施方針』のみで評価（『評価テーマ』を削除）



課題

- ◆管理技術者の高年齢化
- ◆1者参加・1者応札の増加

対策

- ◆参加要件・評価項目の見直し
- ◆若手技術者を評価項目に設定



参加者拡大・若手技術者の活躍推進

効果
(目標)

- ◆管理技術者の平均年齢低下
目標：48歳(令和元度水準)
- ◆1者参加・1者応札の低下
目標：令和4年度より10%減

① 競争性の確保（参加者の拡大）

【参加要件】

- ⇒ ・ **業務実績**の条件緩和(参加可能者数を30者→60者に拡大)
- ・ 管理技術者の**手持ち業務量**の評価基準日を見直し

【評価項目(企業)】

- ⇒ ・ **業務実績**・**業務成績**を廃止。
- ・ **地域精通度(業務拠点)**の配点・評価方法を見直し

【評価項目(技術者)】

- ⇒ ・ プロポの**業務実績**の評価方法を見直し1件の実績のみで評価
- ・ **幅広い取り組み**を廃止し、**優良技術者表彰**を再設定
- ・ **業務成績**で満点となる業務成績評定を引き下げ

【技術提案】

- ⇒ ・ **評価テーマ**（提案を求める内容）を明確化
- ・ 総合評価1：2では**実施方針**を削除し、**評価テーマ**を再設定
- ・ 総合評価1：1では**実施方針**で求める内容を**品質確保**に限定

② 若手技術者の活躍推進

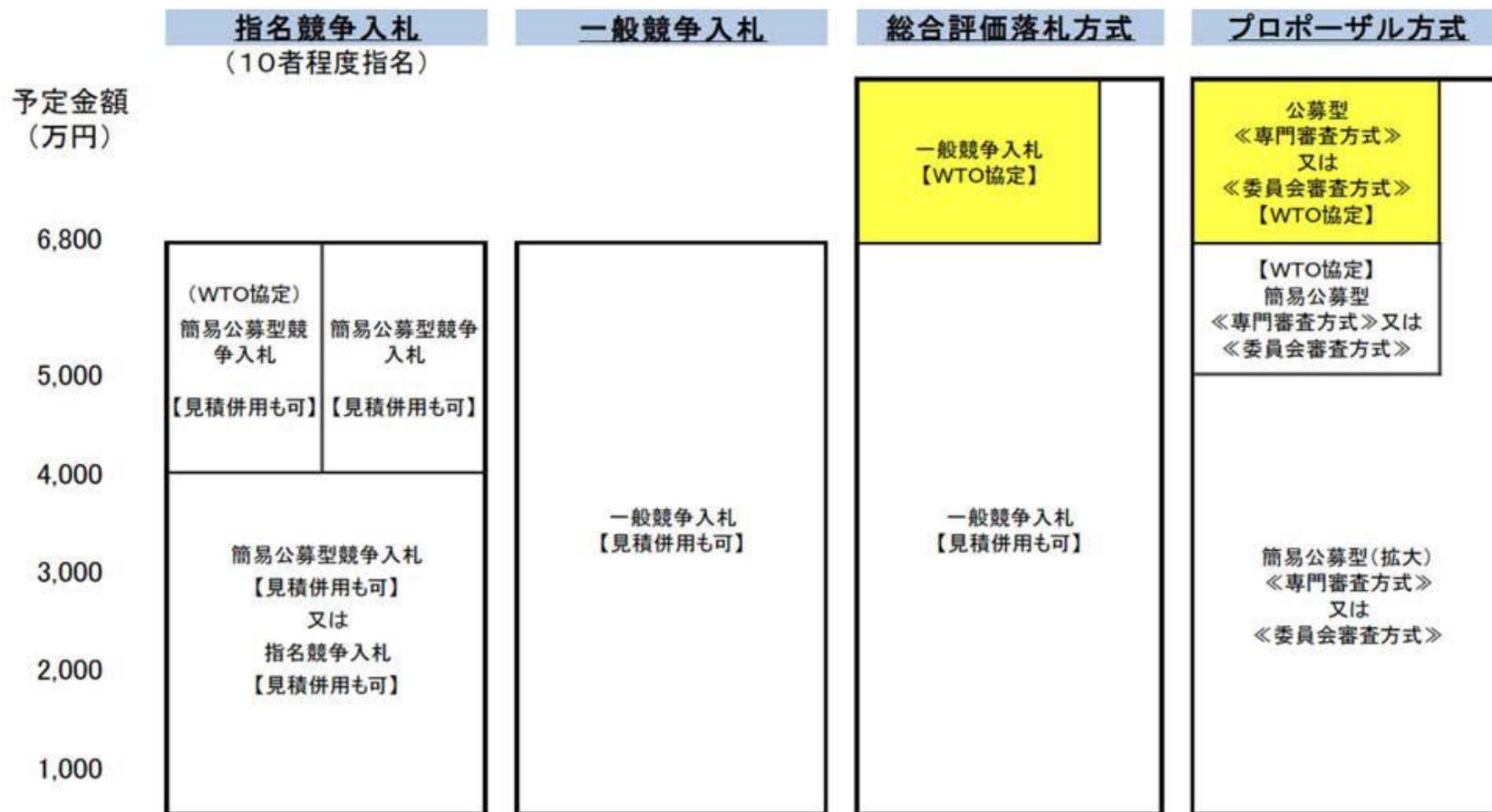
【技術提案】

- ⇒ ・ 総合評価1：1で**実施方針**において**若手技術者**の年齢・教育を評価項目に新規設定

1. 発注方式の選定方法

<現状ガイドライン>

- ◆ 「指名競争入札」と「一般競争入札」の使い分けが不明確
- ◆ 簡易公募型の「標準型」と「拡大型」の適用が不明確



※5,000万円以上になる場合は、WTO協定に該当するかを確認すること。

※指名競争入札方式：補償関係コンサルタント業務については、調達規模上限1千万円とする

1. 発注方式の選定方法

<見直し>

- ◆ 落札者の決定（契約相手方の選定）方法毎に参加者の選定方法を組み合わせて設定
- ◆ 価格競争のみの一般競争は、簡易公募型指名競争で対応（※建築関係建設コンサルタント業務は除く）



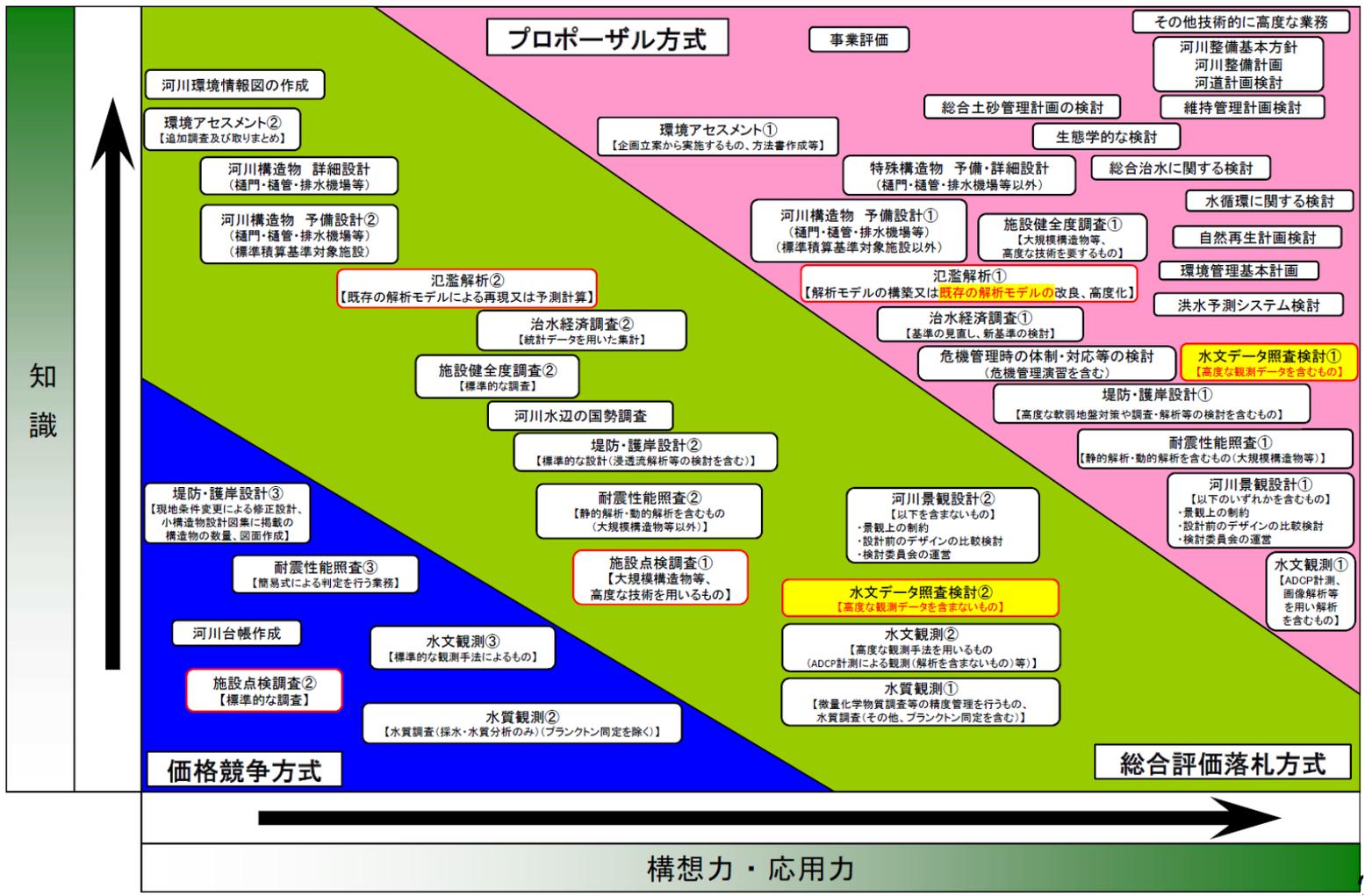
- ※1 6,800万円は政府調達協定に基づく基準額（適用期間：令和4年4月1日から令和6年3月31日）
- ※2 価格競争で6,800万円を超える業務は、原則、総合評価で業務発注を行う。
- ※3 価格競争で4,000万円未満の業務は、地域コンサルタントの活用拡大を目的として『地域型』を試行する。
- ※4 「通常の指名競争」は、事務所管内又は県内に本店を有する企業のみで10社以上の候補者群が確保出来る場合にのみ適用出来る。
- ※5 補償関係コンサルタント業務における通常の指名競争は、予定価格の上限を1,000万円とする。

※（拡大型）は（標準型）を準用し入札契約手続きは同様。（工事契約管理システム【CCMS】登録のために区分）
 ※「通常の指名競争」は、今後、発注規模を段階的に縮小し「簡易公募型指名競争」に移行予定。（実施時期未定）

2. 発注方式選定表の見直し

◆ 令和5年1月13日に国土交通本省において「令和4年度 発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会 業務・マネジメント部会」が開催され、これまでの実態を踏まえ「発注方式選定表」の見直しが行われたことから、中部地整においても見直しを実施

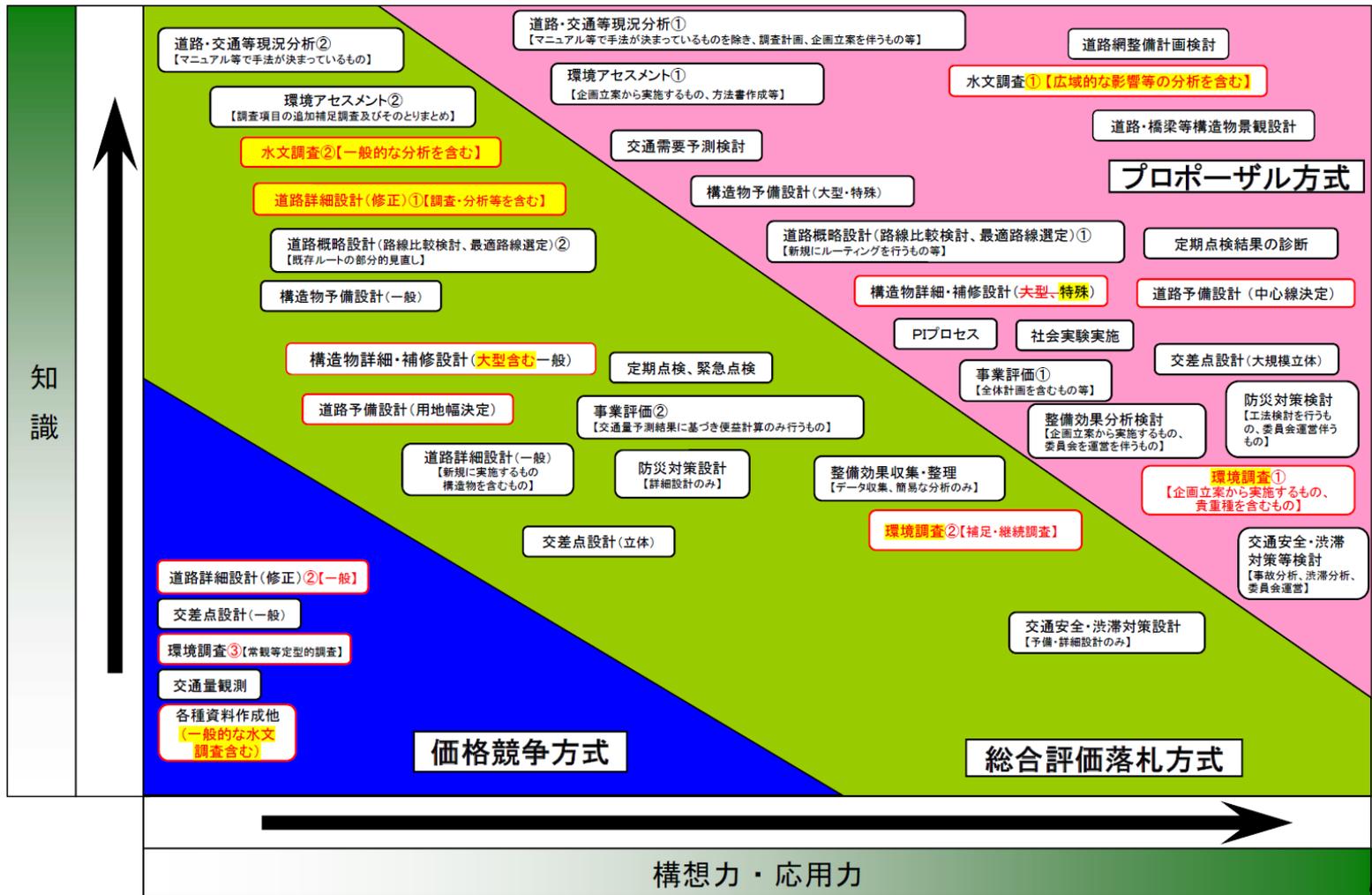
河川事業



2. 発注方式選定表の見直し

◆ 令和5年1月13日に国土交通本省において「令和4年度 発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会 業務・マネジメント部会」が開催され、これまでの実態を踏まえ「発注方式選定表」の見直しが行われたことから、中部地整においても見直しを実施

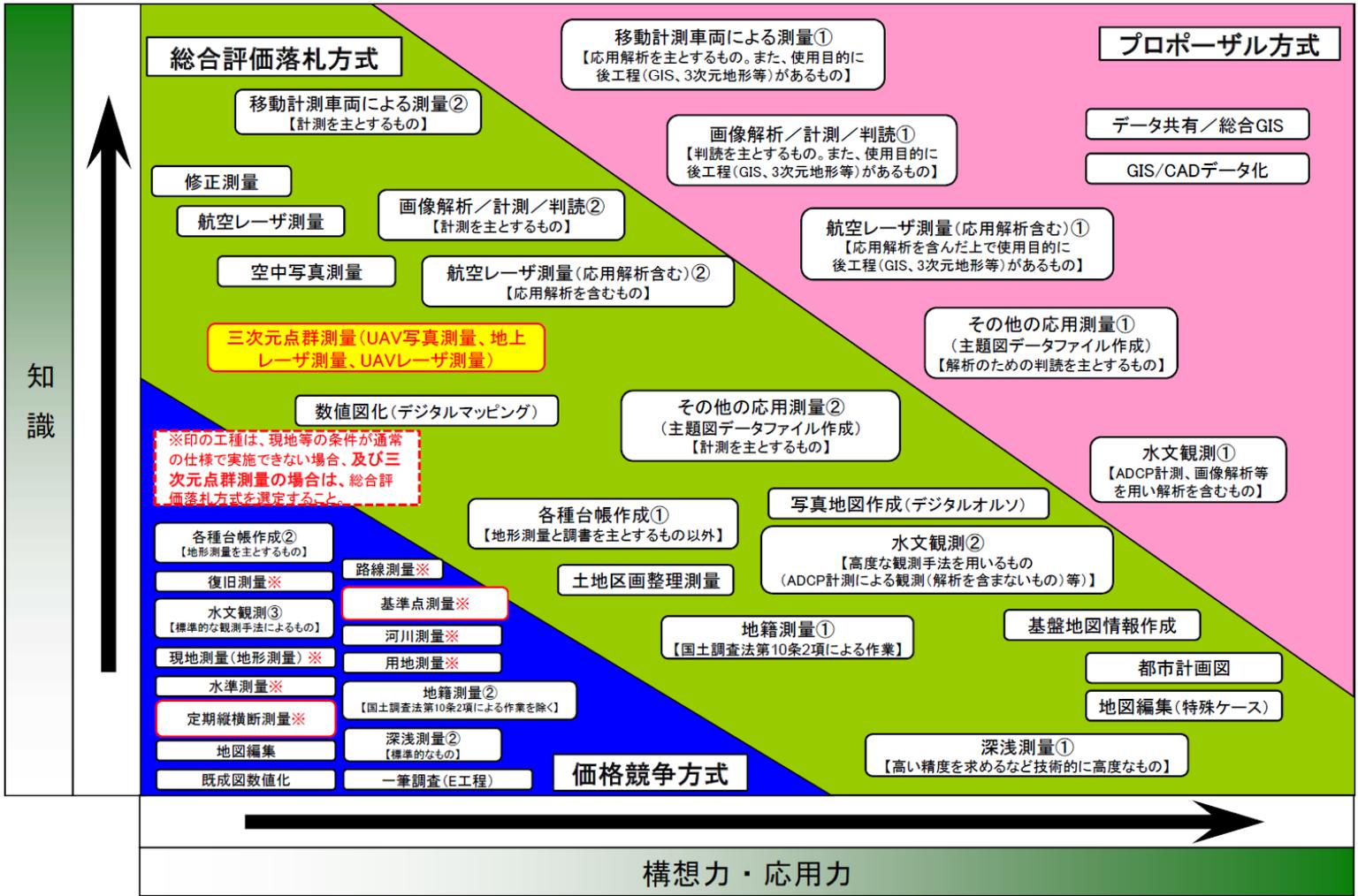
道路事業



2. 発注方式選定表の見直し

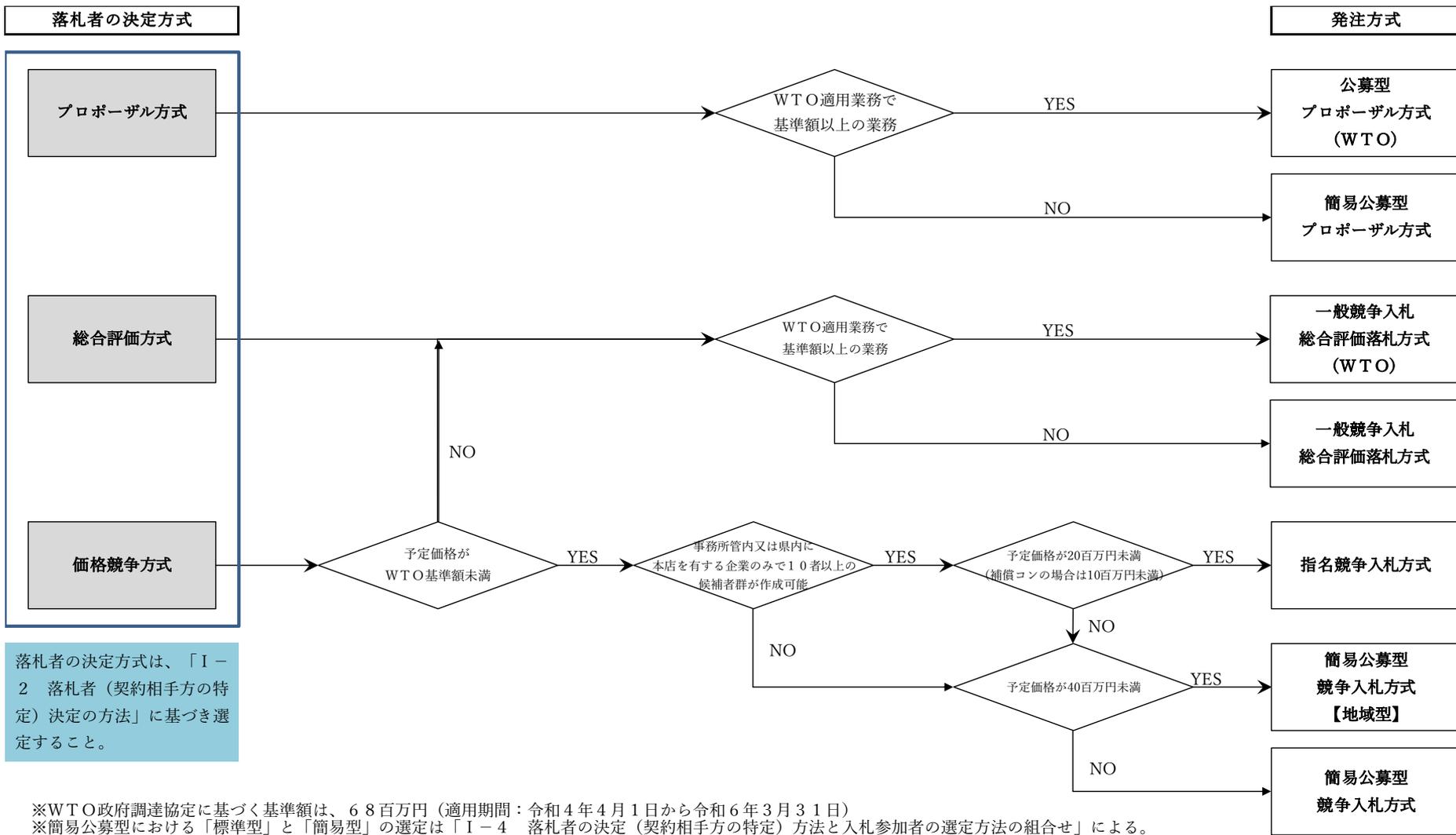
◆ 令和5年1月13日に国土交通本省において「令和4年度 発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会 業務・マネジメント部会」が開催され、これまでの実態を踏まえ「発注方式選定表」の見直しが行われたことから、中部地整においても見直しを実施

測量調査



3. 落札者の決定方法と参加者の選定方法の組み合わせ

◆ 落札者の決定方法と参加者の選定方法の組み合わせは以下に基づき選定



落札者の決定方法は、「I-2 落札者（契約相手方の特定）決定の方法」に基づき選定すること。

※WTO政府調達協定に基づく基準額は、680万円（適用期間：令和4年4月1日から令和6年3月31日）
 ※簡易公募型における「標準型」と「簡易型」の選定は「I-4 落札者の決定（契約相手方の特定）方法と入札参加者の選定方法の組合せ」による。
 ※総合評価落札方式における価格点：技術点の割合は「図2 業務内容に応じた落札者（契約相手方の特定）決定方式の選定表」による。

4. 参加資格要件の見直し

◆ 企業の「業務実績」、技術者の「手持ち業務量」の要件を緩和し、参加者の拡大を図る。

応募要件及び競争参加資格要件		プロポーザル方式	総合評価落札方式	価格競争方式 (簡易公募型競争入札)
基本的要件	予決令及び会計令	◎	◎	◎
	一般競争参加資格	◎	◎	◎
	会社更生法又は民事再生法	◎	◎	◎
	指名停止の措置	◎	◎	◎
	警察当局から排除要請	◎	◎	◎
	設計共同体の認定	◎	◎	-
	資本関係及び人的関係に関する要件	◎	◎	◎
参加表明者に求める要件	業務実績	◎	◎	◎
	地域要件(業務拠点)	-	○	○
	業務実施体制	◎	◎	◎
	中立性・公平性	△	△	△
	守秘性	-	-	-
配置予定技術者に求める要件	管理技術者(主任技術者)	資格	◎	◎
	管理技術者(主任担当者)	業務実績	◎	◎
		手持ち業務量	○	○
	照査技術者	直接雇用関係	△	△
		資格	△	△
資格		△	△	
技術提案書に関する要件		◎	◎	-
見積書に関する要件		◎	△	△

参加資格要件の条件緩和
基準日設定方法見直し

「◎」：必須項目、「○」：原則設定する項目、「△」：必要に応じて設定する項目、「-」：対象外とする項目
 ※ 原則設定する項目「○」については、競争性を確保することが困難な場合に評価項目から除外することも可能とする。
 ※ 必要に応じて設定する項目「△」については、業務内容に応じて、評価項目として設定することも可能とする。

※参加企業に求める「守秘性」については、これまで「△」として設定していたが、仕様書等に「守秘義務」等で義務付けられていることから、参加資格要件の項目からは除外する。

①業務実績の条件緩和

- ◆参加資格要件として設置する同種・類似業務の実績要件を緩和する。
- ◆特別な事情がない限り、**同種業務のみで30者以上**が参加可能な実績を要件として設定する。
- ◆**類似業務を含め60者以上**参加可能な実績を要件とする。
(同種業務のみで60者以上確保できる場合は、類似業務の設定は不要)

発注方式	現 状	見 直 し
プロポーザル	同種又は類似業務の実績を満たす企業等が30者以上確保出来る実績要件を設定する。	同種業務 は、実績を満たす企業等が 30者以上確保 出来る実績要件とし、 類似業務を含め60者以上確保 出来る実績要件を設定する。
総合評価・簡易公募型競争		

【「同種・類似業務」の設定時の留意事項】

※**発注機関を限定する業務実績の設定は原則行わない**こと。業務内容により発注機関を限定する必要性がある場合であっても「国、件、政令市又は特殊法人等」の業務実績とすること。

対象業種区分

土木関係建設コンサルタント

※1者参加・応札多い「土木コン業務」は必須。
その他の「測量」「地質調査」「補償コン」「建築コン」については従前どおり同種又は類似業務の実績を満たす企業等が30者以上で設定しても良いが、継続的に実施している業務で、前年度に1者参加・応札であった場合には、「同種・類似業務」の条件を緩和すること。

②技術者の手持ち業務量の緩和

- ◆ 既契約業務の最盛期と、新規発注が重なる第1四半期、第4四半期については、手持ち業務量の評価時期を公告日ではなく、7月1日時点を目準日として評価

契約予定時期 (開札予定日)	手持ち業務量の評価基準日	
	現状	見直し
第1四半期	公告(公示)日	当年度の7月1日
第2四半期		公告(公示)日 ※ただし7月1日以前に開札予定の業務については、当年度の7月1日を基準日とする。
第3四半期		
第4四半期		翌年度の7月1日

- ※1 契約予定時期：『開札予定日』 = 『契約予定時期』として手持ち業務量の評価基準日を判断する。
 ※2 評価基準日が7月1日となる業務で、履行期限が7月1日以前となる場合は、公告(公示)日を手持ち業務量の評価基準日とする。

②技術者の手持ち業務量の緩和

- ◆ 手持ち業務量に関して、履行期限が複数年度にまたがる業務は、契約金額を履行期間の総月数で除したうえで、手持ち業務量の評価基準日とする年度における履行月数を乗じた金額を当該業務の手持ち業務量（契約金額）とする。
- ◆ 設計共同体で受注している業務は、配置予定管理技術者が所属する構成員の分担額を契約金額とすることが出来る。

【手持ち業務量の算出例】

手持ち業務	受注形態	契約金額 (百万円)	令和5年度						令和6年度						手持ち業務の評価					
			10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A業務	単体	30	[業務期間: 令和5年10月 - 令和5年3月]												対象外	対象外				
B業務	単体	150							[業務期間: 令和5年1月 - 令和6年3月]						1件	120				
			<p>契約業務の履行月数 (15ヶ月)</p> <p>評価年度の履行月数 (12ヶ月)</p> <p>手持ち業務量(契約額) $150\text{百万円} \times (12\text{ヶ月} / 15\text{ヶ月}) = 120\text{百万円}$</p>																	
C業務	設計共同体	140 (70)	[業務期間: 令和5年10月 - 令和5年3月]						[業務期間: 令和5年4月 - 令和5年9月]						1件	35				
			<p>契約業務の履行月数 (10ヶ月)</p> <p>評価年度の履行月数 (5ヶ月)</p> <p>手持ち業務量(契約額) $70\text{百万円} \times (5\text{ヶ月} / 10\text{ヶ月}) = 35\text{百万円}$</p> <p>※設計共同体で受注した場合は、分担額で算出しても良い</p>																	
			公告日(2月1日)						評価基準日(7月1日)						手持ち業務量: 2件 155百万円					

- 注1 手持ち業務量は管理技術者、担当技術者として従事している業務を対象とする。
- 注2 月数については、各月の日数に関係なく履行期間に含まれる月を1ヶ月として算定する。
- 注3 テクリスに登録済の業務は、テクリスでの請負金額で算出する。
- 注4 設計共同体で受注し、手持ち業務の契約額を分担額とする場合は、提出資料に契約額と分担額を併記すること。契約額と分担額が確認出来ない場合は、契約額を用いて算出する。

5. 評価項目見直しの概要

評価項目	改定概要	対象発注方式					
		プロポ	総合評価		簡易公募型競争		
			標準型	簡易型	標準型	地域型	
基本事項 (企業)	業務実績	技術者でのみ評価することとし、 評価項目から廃止	○	○	○	○	○
	業務成績	技術者でのみ評価することとし、 評価項目から廃止	○	○	○	○	—
	優良業務表彰	優良業務表彰を受賞者に加え「 インフラDX大賞 」、 「 中部DX大賞 」の受賞者も優良表彰の実績として評価	○	○	○	○	○
	業務拠点	配点見直し （簡易公募型競争【地域型】と評価方法を統一）	—	○	○	○	見直無
基本事項 (技術者)	業務実績	評価方法見直し(1件の実績のみで評価)	○	見直無	見直無	見直無	見直無
	業務成績	技術者成績評定の平均で評価 併せて 配点も見直し(満点評価となる点数見直し)	○	○	○	○	—
	優良技術者表彰	評価項目に再設定 。別途評価していた「 海外インフラプロジェクト優良技術者 」も優良技術者表彰として評価	○	○	○	○	—
	CPD取得状況	評価方法・配点見直し	○	○	○	○	○
	幅広い取組姿勢	若手技術者を評価する項目を実施方針に追加したため 評価項目から廃止	○	○	○	○	○
	海外インフラプロジェクト優良技術者	優良技術者表彰に統合し、 個別での評価は廃止 (簡易公募型競争【地域型】は評価項目に設定しない)	○	○	○	○	○
技術提案書	実施方針	記述を求める内容を「 品質確保 」に限定	—	—	○	—	—
		若手技術者の配置を評価する項目を追加	—	—	○	—	—
	評価テーマ	入札説明書の【別添】として、 発注者のニーズを記載	○	○	—	—	—

○：見直し対象となる評価項目 —：従来より評価項目として設定していなかった項目

6. 落札者(契約の相手方)決定の評価項目見直し

プロポーザル方式

◆ 標準配点の満点を95点から86点に見直し。

配点項目		配点	
		現状	改訂
基本事項 (企業)	業務実績	5	—
	業務成績(業務評定)	4	—
	優良業務表彰 ※DX大賞受賞者含	2	2
	配点小計	11	2
基本事項 (技術者)	資格	5	5
	業務実績	5	5
	業務成績(技術者評定)	10	6
	優良技術者表彰 ※海外インフラプロジェクト外優良技術者含	—	4
	CPDの取得状況		4
	幅広い取り組み姿勢		
	BIM/CIM活用業務の実績	4	—
	新技術を活用した実績		
	学会誌などへの投稿実績		
海外インフラプロジェクト外優良技術者			
配点小計	24	24	
技術提案	評価テーマ	60	60
	配点小計	60	60
配点合計		95	86

	評価内容見直し
	新規追加
	削除

評価テーマが満点(60点)の60%(36点)に満たない者は原則、特定しない。

※各評価項目の詳細は後述

6. 落札者(契約の相手方)決定の評価項目見直し

総合評価落札方式

- ◆ 価格点と技術点の割合を1：2とするものを「標準型」、1：1は「簡易型」と呼称
- ◆ 技術点は賃上げ表明に関する加点を含め満点を60点とする。(64点/60点換算は今後行わない。)
- ◆ 技術提案は「標準型」・「簡易型」でも必須とする。(ただし、「簡易型」は求める内容を簡素化)

配点項目		配点			
		1：1【簡易型】		1：2【標準型】	
		現状	改訂	現状	改訂
基本事項 (企業)	業務実績	2	—	2	—
	業務実績(業務評定)	4	—	4	—
	優良業務表彰 ※DX大賞受賞者含	2	2	2	2
	業務拠点	2	4	2	4
	賃上げ表明	4	4	4	4
	賃上げ実施未達成	(-5)	(-5)	(-5)	(-5)
	配点小計	14	10	14	10
	基本事項 (技術者)	資格	3	3	3
業務実績	3	3	3	3	
業務実績(技術者評定)	10	6	10	6	
優良技術者表彰 ※海外インフラプロジェクト優良技術者含	—	4	—	4	
CPDの取得状況	—	4	—	4	
幅広い取り組み姿勢	4	—	4	—	
BIM/CIM活用業務の実績					
新技術を活用した実績					
学会誌などへの投稿実績					
海外インフラプロジェクト優良技術者	—	—	—	—	
配点小計	20	20	20	20	
技術提案	実施方針	30	—	30	—
	課題対応方針・実施手順 品質向上(現場体制)				
	品質確保	—	20	—	—
	若手技術者の配置	—	10	—	—
	評価テーマ	—	—	—	30
配点小計	30	30	30	30	
配点合計		64	60	64	60

	評価内容見直し
	新規追加
	削除

価格点：技術点

【簡易型】 1：1 = 60点：60点

【標準型】 1：2 = 30点：60点

※技術点は必ず60点で固定し、価格点を変動させる。

※各評価項目の詳細は後述

6. 落札者(契約の相手方)決定の評価項目見直し

簡易公募型競争方式 ※「簡易公募型競争」は、入札参加者を選定するための評価項目

- ◆ 予定金額4千万円未満の価格競争において「簡易公募型競争入札【地域型】」を継続試行
- ◆ プロポーザル方式・総合評価方式と併せ、評価項目を見直し

配点項目		配点			
		【標準型】		【地域型】	
		現状	改訂	現状	改訂
基本事項 (企業)	業務実績	2	—	4	—
	業務成績(業務評定)	4	—	—	—
	優良業務表彰 ※DX大賞受賞者含	2	2	2	2
	業務拠点	2	4	4	4
	地域精通度	2	2	2	2
	配点小計	12	8	12	8
	基本事項 (技術者)	資格	3	3	3
業務実績		3	3	8	8
業務成績(技術者評定)		10	6	—	—
優良技術者表彰 ※海外インフラプロジェクト外優良技術者含		—	4	—	—
CPDの取得状況		—	4	—	4
幅広い取り組み姿勢		4	—	4	—
BIM/CIM活用業務の実績					
新技術を活用した実績					
学会誌などへの投稿実績					
海外インフラプロジェクト外優良技術者		—	—	—	—
地域精通度	3	3	3	3	
配点小計	23	23	18	18	
配点合計		35	31	30	26

	評価内容見直し
	新規追加
	削除

- ◆ 参加者の中から、参加資格要件を満たし、評価点数の最も高いものから10者を指名し、入札により落札者を決定する。
- ◆ ただし、10者目の者と同点の者がいる場合、同点の者を全て選定したうえで、入札により落札者を決定する。

簡易公募型競争方式では、「参加資格確認資料」の提出を、参加者の自己申告による「簡易技術資料」の提出に留め、添付資料の提出も不要とする「簡易確認型」を継続して試行する。
 ※詳細資料の確認は、開札後に落札候補者に対してのみ実施

※各評価項目の詳細は後述

改定内容 基本事項(企業) 優良業務表彰

- ◆ 国土交通省では、データとデジタル技術を活用した建設生産プロセスの高度化、効率化、国民サービスの向上等の改革につながる優れた実績を表彰する「インフラDX大賞」を創設。
※平成29年度に「i-Construction大賞」を創設し、令和4年度に「インフラDX大賞」と改称
- ◆ 中部地方整備局でも、DX(デジタルトランスフォーメーション)に取り組んでおり、これに関わる技術開発の促進や更なる普及を目指し、令和3年度より「中部DX大賞」を創設。
- ◆ これらの状況を踏まえ、**優良業務表彰を受賞者に加え「インフラDX大賞」、「中部DX大賞」の受賞者も優良表彰の実績として評価する。**

現 状		➔	見 直 し	
評価方法	配点		評価方法	配点
①局長表彰の実績	① 2		①局長表彰の実績 又はインフラDX大賞の実績 ※旧i-Construction大賞を含む	① 2
②事務所長表彰の実績	② 1		②事務所長表彰の実績 又は中部DX大賞の実績	② 1

【「インフラDX大賞」、「中部DX大賞」評価時の留意事項】

- ※「インフラDX大賞（旧i-Construction大賞）」は国土交通本省から、国土交通大臣賞、優秀賞、スタートアップ奨励賞を受賞した者を対象とし、「中部DX大賞」は中部地方整備局から大賞、奨励を受賞した者を対象とする。なお、他地整等が行った表彰等については、評価対象としない。
- ※優良業務表彰（局長表彰・事務所長表彰）と「インフラDX大賞（旧i-Construction大賞）」、「中部DX大賞」で複数の受賞実績がある者は、最も評価が高くなる1つの実績で評価する。
- ※「インフラDX大賞（旧i-Construction大賞）」、「中部DX大賞」の受賞実績については、受賞内容、発注する業務の『業務区分』に関わらず評価出来る。
- ※賞状等、受賞を証明する資料の添付がない場合は、評価しない。

※ 優良業務表彰については、「プロポーザル」の場合は、他地整等の表彰実績も評価対象とし、「総合評価」・「簡易公募型競争」の場合は、中部地整が行う表彰実績のみが評価対象となるので注意

改定内容 基本事項(企業) 業務拠点

- ◆ 総合評価方式の評価項目見直しに合わせ、「業務拠点」に関する配点を見直し。(2点⇒4点)
- ◆ 地域コンサルタントの活用拡大を図るため、評価方法についても一定の地域内に本店(社)を有する者を、高く評価するよう見直し

現 状	
評価方法	配点
①〇〇事務所管内に 本社(店)、支社(店)又は営業所等 を有する。	① 2
②〇〇県内に 本社(店)、支社(店)又は営業所等 を有する。	② 1
③上記以外	③ 0



見 直 し	
評価方法	配点
①〇〇事務所管内に 本社(店)を有する。	① 4
②〇〇県内に本社(店)を有する。	② 3
③〇〇事務所管内に 支社(店)又は営業所等を有する。	③ 2
④〇〇県内に 支社(店)又は営業所等を有する。	④ 1
⑤上記以外	⑤ 0

【業務拠点 評価時の留意事項】

※業務拠点に係る競争参加要件を「〇〇県内」とした場合、評価が⑤となる者は参加資格を満たさないため、①～④でのみ評価する。

※業務拠点に係る競争参加要件を「〇〇事務所管内」とした場合は、評価が②・④・⑤となる者は参加資格を満たさないため、①・③でのみ評価する。

※ 簡易公募型競争のうち『地域型』は、従来より見直し後の評価方法と同様のため変更なし。

- ◆ 参加者拡大を図るため、複数の同種・類似実績で評価していた評価方法を見直し。
- ◆ 同種業務または、類似業務 1 件のみで評価する。

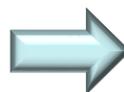
現 状

評価方法

配点

- ①同種業務の実績を 2 件以上有する。
- ②同種業務の実績を 1 件、
類似業務の実績を 1 件以上有する。
- ③同種業務の実績を 1 件有する。
- ④類似業務の実績を 2 件以上有する。
- ⑤それ以外。

- ① 5
- ② 4
- ③ 3
- ④ 2
- ⑤ 1



見 直 し

評価方法

配点

- ①同種業務の実績を有する。
- ②類似業務の実績を有する。

- ① 5
- ② 3

【業務実績 評価時の留意事項】

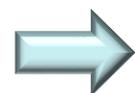
- ※配置予定管理技術者の過去の業務実績に関しては、管理（主任）技術者として従事した業務だけでなく、担当技術者として従事した実績も認める。なお、担当技術者として従事した場合は、業務範囲ではなく、業務全体の内容を実績として認める。照査技術者として従事した実績、再委託による実績については認めない。
- ※発注者の立場で行った請負業務も実績として認めるが、地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領第 6 に該当する主任調査員相当以上の立場で発注業務のマネジメントを行った者も、『マネジメント経験者』として評価する。
- ※請負業務における実績のほか、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等についても業務実績として評価する。

※ 「総合評価」・「簡易公募型競争」は、従来より見直し後の評価方法と同様のため変更なし。

- ◆ 業務成績平均点の算出を、これまではテクリス情報の「業務分野」を用いて業種区分毎に平均としていたが、煩雑性を解消するため「主な業務の内容」を用いて業種区分毎に平均する方法に見直す。
- ◆ JACICが運営するweb版テクリスを使用することで、「主な業務の内容」による抽出が可能となったため対象技術者の業務平均点の対象となる業務抽出が容易となる。

現 状

見 直 し



業種区分	平均点算出の対象となる「業務分野」
土木関係建設 コンサルタント業務	01 河川、砂防及び海岸・海洋 02 港湾及び空港 03 電力土木 04 道路 05 鉄道 06 上水道及び工業用水 07 下水道 08 農業土木 09 森林土木 10 造園 11 都市・地域計画及び都市整備 13 土質及び基礎 ※業務段階：131 地盤（土質調査） 135 地下水 を除く。 14 鋼構造及びコンクリート 15 トンネル 16 施工計画・施工設備及び積算 17 建設環境 18 建設機械 19 水産土木 20 電気・電子 21 建設電気通信 22 廃棄物 23 衛生工学（廃棄物以外） 24 応用理学（地質以外） 25 情報 26 防災
測量業務	27 測量
地質調査業務	12 地質 13 土質及び基礎 ※業務段階：131 地盤（土質調査） 135 地下水 に限る。
補償関係 コンサルタント業務	28 補償

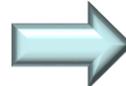
業種区分	平均点算出の対象となる「主な業務内容」
土木関係建設 コンサルタント業務	調査設計業務 発注者支援業務等 その他
測量業務	測量業務
地質調査業務	地質調査業務
補償関係 コンサルタント業務	補償コンサルタント業務

現 状

平均点算出にあたっては、各業務の実績として登録された業務分野の中から、先頭から3つの業務分野のみを抽出し平均点を算出していたため、テクリスでの抽出に手間を要する。

- ◆ 一定の業務成績はあるが満点評価がとれず、参加を敬遠していた技術者も参加出来るよう、**業務平均点の評価方法を見直し、一定以上の業務成績があるものは、満点評価とする。**
- ◆ プロポーザル方式と総合評価方式・簡易公募型競争方式では、**満点評価となる点数を差別化**
- ◆ 業務成績算出の対象となる**業務実績がない場合も、同種・類似業務で評価出来るよう明確化**

現 状	
評価方法	配点
① 80点以上	
② 79点以上80点未満	
③ 78点以上79点未満	
④ 77点以上78点未満	
⑤ 76点以上77点未満	
⑥ 下記のいずれかの場合	① 10
・ 75点以上76点未満	② 9
・ マネジメント経験者（過去に業務受注実績があるものを除く）	③ 8
⑦ 74点以上75点未満	④ 7
⑧ 73点以上74点未満	⑤ 6
⑨ 72点以上73点未満	⑥ 5
⑩ 下記のいずれかの場合	⑦ 4
・ 71点以上72点未満	⑧ 3
・ 平成30年度から令和3年度末まで（過去4年間）に、他機関における同種・類似業務の受注実績がある	⑨ 2
⑪ 下記のいずれかの場合	⑩ 1
・ 60点以上71点未満	⑪ 0
・ 平成30年度から令和3年度末まで（過去4年間）に、他機関における同種・類似業務の受注実績が無い	⑫ 欠格
⑫ 60点未満	



見 直 し (プロポーザル)	
評価方法	配点
① 78点以上	
② 75点以上78点未満	① 6
※過去4年間に業務成績算出の対象となる業務実績がなく、同種・類似の業務実績としてマネジメント経験者として業務実績を表明した者は②として評価する。	② 4
③ 72点以上75点未満	③ 2
※過去4年間に業務成績算出の対象となる業務実績がなく、同種・類似の業務実績として過去4年間の他機関における業務実績を表明した者は③として評価する。	④ 0
④ 60点以上72点未満	⑤ 欠格
⑤ 60点未満	

見 直 し (総合評価・簡易公募型競争)	
評価方法	配点
① 76点以上	
② 73点以上76点未満	① 6
※過去4ヶ年に業務成績算出の対象となる業務実績がなく、同種・類似の業務実績としてマネジメント経験者として業務実績を表明した者は②として評価する。	② 4
③ 70点以上73点未満	③ 2
※過去4年間に業務成績算出の対象となる業務実績がなく、同種・類似の業務実績として過去4年間の他機関における業務実績を表明した者は③として評価する。	④ 0
④ 60点以上70点未満	⑤ 欠格
⑤ 60点未満	

【業務成績 評価時の留意事項】

- ※ 「プロポーザル」は、過去4年間の国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く）発注業務を対象とする。
- ※ 「総合評価」・「簡易公募型競争」は、過去4年間の中部地方整備局（港湾空港関係を除く）発注業務を対象とする。

- ◆ 業務に携わる技術者の取組意欲の向上を図るため、成績等が優秀で顕著な功績を納めた**優良技術者表彰を評価項目として再設定**する。
- ◆ また、これまで別項目として評価していた「**海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度**」における**受賞者についても、優良技術者表彰と合わせて評価**する。

現 状	
評価方法	配点
※海外インフラプロジェクト優良技術者	
①「国土交通大臣賞」の実績あり 「国土交通大臣奨励賞」の実績あり	① 4



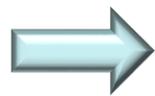
見 直 し	
評価方法	配点
① 局長表彰の実績 又は海外インフラプロジェクト 優良技術者として「国土交通大 臣賞」又は「国土交通大臣奨励 賞」の実績	① 4
② 事務所長表彰の実績	② 2

【「海外インフラプロジェクト優良技術者」、「優良技術者表彰」評価時の留意事項】

- ※「海外インフラプロジェクト優良技術者」については国土交通大臣賞、国土交通大臣奨励賞を同等で評価する。
- ※「海外インフラプロジェクト優良技術者」については、受賞内容、発注する業務の「業種区分」に関わらず評価する。
- ※「優良技術者表彰」については、総合評価方式で発注する場合は、中部地方整備局長、部長または中部地方整備局管内の事務所長が行う優良技術者表彰を対象とし、プロポーザル方式では他地整等の実績も評価する。
- ※「優良技術者表彰」については、発注する業務の「業種区分」と受賞の対象となった業務の「業種区分」が同一の場合に限り評価する。
- ※賞状等、受賞を証明する資料の添付がない場合は、評価しない。

- ◆ 常に最新の知識や技術を修得し、自己の能力の維持・向上を図ることが技術者には求められる。
- ◆ このため、**継続教育を積極的に実施している技術者を高く評価**する。
- ◆ これまで「幅広い取組」として評価していたBIM/CIMの活用実績や新技術の活用に関しては、BIM/CIMの原則実施に伴い廃止する。また、学会誌などへの投稿についても、CPD単位として論文等の発表が単位として設けられているため廃止とする。

現 状	
評価方法	配点
①各CPD協議会の各構成団体が推奨する <u>単位を満たしている者</u>	① 2
②各CPD協議会の各構成団体が推奨する <u>単位の半分以上の単位</u> を取得している者。	② 1
③上記以外	③ 0



見 直 し	
評価方法	配点
①各CPD協議会の各構成団体が推奨する <u>単位の1.5倍以上の単位</u> を取得している者	① 4
②各CPD協議会の各構成団体が推奨する <u>単位を満たしている者</u>	② 3
③各CPD協議会の各構成団体が推奨する <u>単位の半分以上の単位</u> を取得している者。	③ 1
④上記以外	④ 0

【「技術者の継続教育(CPD)」評価時の留意事項】

- ※単位取得の証明書は公示日より過去1年以内または、公告(公示)日以降に発行されたものに限る。
また、単位を取得した期間(証明期間)は、公告(公示)日から過去1年以内の期間の一部が含まれているものに限る。
上記に該当しない証明書は評価対象としない。
- ※推奨する単位は1年間の実績で評価し、複数年で推奨単位が設定されている団体については、推奨単位を年数で除して1年当たりの推奨単位として評価する。
- ※単位取得の証明書の中で、単位を取得した期間(証明期間)を1年を超える場合の評価は、証明期間の月数で除したうえで、12を乗じて1年当たりの単位取得数とする。(証明期間の月数は、該当月が1日以上であれば1ヶ月としてカウント)
ただし、単位を取得した期間(証明期間)が1年未満の場合は、当該実績を1年の実績としてそのまま評価する。

- ◆ 『実施方針』の記述は、課題対応方針、実施手順、品質向上等、内容が多く参加者・発注者の負担が大きい。
- ◆ 求める内容を『品質確保』に限定する。

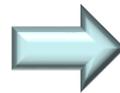
現 状

実施方針で求める内容	判断基準
課題対応方針	①業務の課題に応じた対応方針を提案している場合に評価する。
	②対応方針の提案根拠が明確で、課題解決に有意な対策である場合に評価し、業務全体の課題改善度に応じてより優位に評価する。
	③対応方針の実現性が高い場合に評価し、その内容がより高い場合は優位に評価する。
実施手順	④業務フローと提案された課題対応方針との整合性が高い場合に評価し、節目となるポイント等が示されており、その整合性が高い場合はより優位に評価する。
	⑤業務工程表と業務フローとの間に整合性がある場合に評価し、その内容に実現性が高い場合はより優位に評価する。
	⑥工程に対し、繁忙期の人的体制、技術的な応援体制、手戻り防止の業務評価体制、工程管理の実現性などが示されている場合に評価し、提案内容の実現性が高い場合はより優位に評価する。
品質向上	⑦業務成果の品質向上（ミスの防止対策など）の記載内容に具体性があり、実現性が高い場合に評価する。
現地体制	【作業が主となる業務の場合に設定】 ⑧業務を遂行する上で確保される実施体制の適切性が高く、業務の経験者や専門技術者が配置されている場合に評価する。

※実施方針は「技術提案の提案能力」ではなく、「技術力」を評価するために設定している項目であることから「品質向上」から「品質確保」に名称を改める。
 ※優れた内容であれば、高く評価することに変わりはないが、仕様書等を満足していれば一定の評価を行う

見直し

実施方針で求める内容	判断基準
品質確保	業務成果の品質管理（ミス防止対策や精度管理、品質のバラツキ防止、生産性の確保等）に関して、提案内容が業務内容に適したもので、具体性、実現性が高い場合に評価する。また、その内容に先進性がある場合や、高い効果が期待出来る場合には優位に評価する。



【実施方針（品質確保）の評価のポイント】

POINT 1 仕様書等に反する提案は実施方針として認めない

以下に該当する場合は、技術提案書（実施方針）として認めない。

- ◆ 共通仕様書、特記仕様書等に反する提案
- ◆ 現実的ではない過度な提案、変更契約を要する提案、発注者による他機関との協議等を要する提案
- ◆ 安全性が確保できない提案

⇒ 上記のいずれかに該当する場合、実施方針の評価は0点とするが、入札参加は認める。
ただし、0点のものが落札者となった場合は、記載された実施方針を認めないことを説明し、落札者の了承が得られた場合にのみ契約を行う。

POINT 2 記載内容が、業務内容に適した具体的な提案であれば評価する

記載された「品質確保」の方法が、業務内容に適したもので

「必要に応じ・・・」「・・・に努める」「できる限り・・・」など、実施が不確定でなく「方法」や「手順」などが具体的に記載されていれば評価する。

POINT 3 高い効果が期待出来る提案・先進的な提案にはプラス評価

定量的（又は定性的）に効果が示され、高い効果が期待出来る提案

これまでの取り組みとの比較等で取り組みの有効性が示された先進的な提案については、評価を高くする。

【実施方針 (品質確保) の様式記載方法】

(様式-10)

技術提案書 [実施方針 (品質確保)]

1) 提案の概要

2) 提案の詳細

① 提案に関する着目点

② 提案に関する詳細な内容

③ 提案内容を実施したことによる効果

提案の概要

- ◆ 「提案の概要」には、提案内容を簡潔に記載する。
- ◆ **提案は1つのみで良い。**（複数提案された場合であっても、最も評価の高い提案内容1つのみでしか評価しないが、無効とする提案内容以外は、全て履行の義務が生じる。）

提案に関する着目点

- ◆ 「提案に関する着目点」には、品質確保上の留意点・課題等といった着目点や、提案に至った背景等について簡潔に記載すること。
- ◆ 業務内容に適した提案であるか評価するため、**業務内容と提案内容の関連性を明確にすること。**

提案に関する詳細な内容

- ◆ 「提案に関する詳細な内容」には、「提案に関する着目点」を踏まえた方法や手順等の詳細な内容について具体的に記載すること。
- ◆ **「必要に応じ・・・」「・・・に努める」「できる限り・・・」など、実施が不確定な記載の場合は評価しない。**

提案内容を実施したことによる効果

- ◆ 「提案内容を実施したことによる効果」には、**効果を裏付ける根拠や実績等について具体的に記載すること。**
- ◆ 効果は定量的に記載することとし、定量的な記載が難しい場合は定性的に記載すること。
- ◆ 実績が少ない新たな取り組みについては、これまでの取り組みとの比較等で取り組みの有効性を説明すること。

※提案はA4判片面1枚までに記載すること。

- ◆ 次世代の調査、設計等の業務を担う「**若手技術者**」の参加を実施方針として新たに評価項目として設定する。(対象：総合評価方式 簡易型(1：1)に適用) **R4実績より100件/年程度を想定**
- ◆ 「①若手技術者の配置」は、「**管理(主任)技術者**」だけでなく、**管理(主任)技術者のもとで業務を担当する「担当技術者」**の配置についても評価する。

ただし、評価対象とする「**担当技術者**」は競争参加資格要件として設定した**配置予定技術者に求める資格を保有している者に限る。**

※「**担当技術者**」の配置を義務付けるものではなく、配置する予定がない場合は、「**管理(主任)技術者**」を評価対象とする。

参加資格要件		若手技術者の配置における「 担当技術者 」の評価方法
管理(主任)技術者	担当技術者	
設定	未設定	競争参加資格要件として 管理(主任)技術者に設定した資格を保有 している「 担当技術者 」を対象に評価
設定	設定	競争参加資格要件として 担当技術者に設定した資格を保有 している「 担当技術者 」を対象に評価

評価項目	評価基準
①技術者の配置	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 業務に従事予定の技術者 (担当技術者又は管理(主任)技術者等のうち1名) について、以下の3段階で評価する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 満年齢で35歳を超え40歳以下の技術者を配置 (1点) ② 満年齢で30歳を超え35歳以下の技術者を配置 (2点) ③ 満年齢で30歳以下の技術者を配置 (3点)
②管理(主任)技術者の配置	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 上記のうち、業務に従事予定の管理技術者のみで以下の3段階で評価する。 ※業務に従事する管理(主任)技術者のみで評価 <ul style="list-style-type: none"> ① 満年齢で40歳を超え45歳以下の技術者を配置 (1点) ② 満年齢で35歳を超え40歳以下の技術者を配置 (2点) ③ 満年齢で35歳以下の技術者を配置 (3点)
③若手技術者育成の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 企業が行う若手技術者の育成の取組みを評価する。 (4点)

【実施方針（若手技術者）の評価のポイント】

POINT 1 ①技術者の配置 ②管理(主任)技術者の配置

- ◆ 担当技術者又は管理技術者の年齢については、公告日時点の満年齢で評価する。
- ◆ 「担当技術者」は、配置予定管理技術者に求める資格を保有している場合に評価する。
※参加資格要件として「管理（主任）技術者」のみ資格保有を条件としている場合は、本評価の対象となる担当技術者は、配置予定管理（主任）技術者に求める資格を保有している者のみ評価する。
- ◆ 評価対象となる「担当技術者」を配置する予定がない場合は、様式への記載は不要とする。
その場合は、①技術者の配置については管理(主任)技術者を評価の対象とする。
- ◆ 複数の技術者が申請された場合は、最も評価の高い1名についてのみ評価する。

POINT 2 ③若手技術者育成の取り組み

- ◆ 若手技術者等の社員を対象とした技術力向上のための人材育成の取り組みを評価する。
なお、対象者の年齢は制限しない。
- ◆ 設計共同体は、全ての構成員が実施している場合に限り評価する。
- ◆ 企業等が自ら開催する複数名を対象として行う講習会等のほか、各個人に対して行うOJT等も、取り組みとして評価する。ただし、添付される状況写真や講習資料等で実施が確認出来ない場合は評価しない。
- ◆ 若手技術者等が個人で参加した実績は評価しない。ただし、企業等が若手技術者等に対して、講習会等への参加を指示し、参加費用等の負担などを行っている場合には、企業等の取り組みとして評価する。(参加指示、受講証明が確認出来ないは評価しない。)
- ◆ 資格取得の受験費用の一部又は全部を企業等が負担するなど、資格取得のみの実績は評価しない。

【実施方針(若手技術者)の様式記載方法】

技術提案書〔実施方針(若手技術者)〕
(様式-11)

配置予定担当技術者の経歴等

①若手担当技術者の配置の有無	配置しない□□□□□・□□□□配置する (以下②～⑤の記載は不要)	
②氏名	③生年月日	④テクニク技術者ID
⑤保有資格 (資格名、登録番号、取得年月日)		

配置予定担当技術者の経歴等

- ◆ 評価対象となる担当技術者を配置する予定がない場合は、「①若手担当技術者の配置の有無」のみ記載し、②～⑤の記載は不要。
- ◆ なお、管理技術者の生年月日は様式-4にて確認するため、本様式への記載は不要。
- ◆ 記載された技術者は、業務完了まで原則、変更できない。
- ◆ 保有資格を証明する資格者証の写し等を添付すること。
なお、資格者証の写し等に、生年月日が記載されていない場合は、生年月日が証明できる健康保険証等の写し等を添付すること。

若手技術者育成の取り組み

1) 取り組み内容
2) 取り組みの目的
3) 参加対象者・参加人数・実施日

【若手技術者育成の取り組み】

取り組み内容

- ◆ 人材育成の取り組みについて簡潔に記載すること。
- ◆ 令和4年度以降公告日までに行った取り組みを評価の対象とする。

取り組みの目的

- ◆ 上記に記載した人材育成の取り組みについては、技術力向上を目的とした取り組みに限り評価の対象とする。
- ◆ 記載した取り組み内容が、どのような点で技術力向上につながるのか明確にすること。

参加対象者・参加人数・実施日

- ◆ 参加対象者(年齢構成等の概略)や参加人数、実施日を記載するとともに、取り組み内容が確認できる状況写真や講習資料等を添付すること。
- ◆ 設計共同体として参加する場合は、全ての構成員の取り組みを構成員毎に記載すること。この場合は本様式が複数枚となっても良い。

- ◆ 入札説明書の【別添】として、発注者のニーズ（「目的・成果」「業務内容」「背景・経緯」「留意点・課題」「評価テーマ」等）を記載する。
- ◆ 参加者は当該業務の状況や特定テーマの背景等を把握し、発注者のニーズに応じた、技術提案の記載ができる。

発注者のニーズが明確化されることにより、参加者が記述しやすくなる。

【別添】概要書 記載事項

記述する項目

記述内容

- | 記述する項目 | 記述内容 |
|---------------|---|
| ① 業務の目的・求める成果 | <ul style="list-style-type: none"> ● 業務発注する理由を明確にするため、業務を発注する目的や、成果品の使用目的等を明示する。 |
| ② 業務の背景や経緯 | <ul style="list-style-type: none"> ● 業務発注に至った背景や経緯、技術提案に必要となる情報を明示する。 ● 継続業務の場合、当該業務の検討に必要となる「過年度成果の関連部分の概要」を明示する。（詳細は、資料閲覧で対応） |
| ③ 留意点・課題 | <ul style="list-style-type: none"> ● 上記を踏まえた業務成果を得るうえで、発注者が抱える留意点や課題、業務特性や地域特性等を明示する。 |
| ④ 評価テーマ | <ul style="list-style-type: none"> ● 上記を踏まえて設定した「特定テーマ」を明示する。 <p>※留意点・課題は③で発注者が示すため、「評価テーマ」として『●●●の留意点に対する対応策』といった留意点が不明確な提案の求め方は今後行わない。</p> |

【評価テーマの評価の着眼点】

- ◆ 『基本』・『的確性』・『実現性』・『独創性』の4項目を着目点として着目点毎に各々判断基準を設け技術提案を評価する。
- ◆ 着目点のうち『的確性』・『実現性』・『独創性』の3項目は、業務内容に応じて判断基準を各々設定することが可能。
 ※ただし、判断基準として設定する項目の合計は8項目を基本とする。
 ※また、『的確性』・『実現性』・『独創性』の着目点毎に少なくとも1項目は判断基準を設定すること。

着目点	判断基準 (標準設定)	備考
基本	1項目	➤ 必須項目として基本の判断基準は変更等不可
的確性	2項目	➤ 業務内容に応じて基本とする判断基準は <u>入れ替えてを設定が可能</u> ➤ ただし、着目点毎に最低1項目は判断基準を <u>設定する</u>
実現性	4項目	
独創性	1項目	
合計	8項目	➤ 判断基準は「基本1項目」+「的確性・実現性・独創性で7項目」の計8項目で評価する。

【評価テーマの評価の着眼点】

着目点	区分	判断基準
基本	◎※必須	● 発注者が提示した留意点・課題等を踏まえた提案となっている場合に評価する。
的確性	◎	● 提案内容について「方法」や「手順」など具体的な記載がある場合に優位に評価する。
	◎	● 地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。
	△	● ○○の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。
	△	● ○○の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。
	△	● ○○○○【業務の特性に応じて独自に設定】
実現性	◎	● 提案内容について、効果が期待できる場合に優位に評価する。
	◎	● 効果を裏付ける根拠等が明示されている場合に優位に評価する。
	◎	● 提案内容に関する類似実績等が明示されている場合に優位に評価する。
	◎	● 提案内容を実行できるだけの実施体制が明示されている場合に優位に評価する。
	△	● 利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。
	△	● 提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。
	△	● ○○○○【業務の特性に応じて独自に設定】
独創性	◎	● 提案内容について、業務を効率的に進めることができる先進的な提案である場合に優位に評価する。
	△	● 周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。
	△	● 複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。
	△	● 新工法採用の提案がある場合に優位に評価する。
	△	● ○○○○【業務の特性に応じて独自に設定】

◎：基本項目 △：入れ替え項目例（事業特性に応じて基本項目と入れ替え可能）

※着目点『基本』以外は、業務内容に応じて判断基準を設定可能。
ただし、各着目点で、最低1項目は判断基準を設定すること

【実施方針（評価テーマ）の様式記載方法】

(様式-12)

技術提案書〔評価テーマ〕

1) 提案の概要

2) 提案の詳細

①提案に関する着目点

②提案に関する詳細な内容

③提案内容を実施したことによる効果

提案の概要

- ◆ 「提案の概要」には、提案内容を簡潔に記載する。
- ◆ **提案は1つのみで良い。**（複数提案された場合であっても、最も評価の高い提案内容1つのみでしか評価しないが、無効とする提案内容以外は、全て履行の義務が生じる。）

提案に関する着目点

- ◆ 「提案に関する着目点」には、発注者が提示した留意点・課題の他、地形・環境・地域特性等といった着目点や提案に至った背景等について記載すること。
- ◆ 業務内容に適した提案であるか評価するため、**業務内容と提案内容の関連性を明確にすること。**

提案に関する詳細な内容

- ◆ 「提案に関する詳細な内容」には、「提案に関する着目点」を踏まえた方法や手順等の詳細な内容について具体的に記載すること。
- ◆ **「必要に応じ・・・」「・・・に努める」「できる限り・・・」など、実施が不確定な記載の場合は評価しない。**

提案内容を実施したことによる効果

- ◆ 「提案内容を実施したことによる効果」には、**効果を裏付ける根拠や実績等について具体的に記載すること。**
- ◆ 効果は定量的に記載することとし、定量的な記載が難しい場合は定性的に記載すること。
- ◆ 実績が少ない新たな取り組みについては、これまでの取り組みとの比較等で取り組みの有効性を説明すること。

※提案はA4判片面2枚までに記載すること。

改定内容 評価対象期間の更新(1)

- ◆ 各項目において評価対象の期間を1年分更新する。
- ◆ 次回の更新は令和6年8月1日の予定。(令和6年4月は「賃上げ表明」以外更新しない)

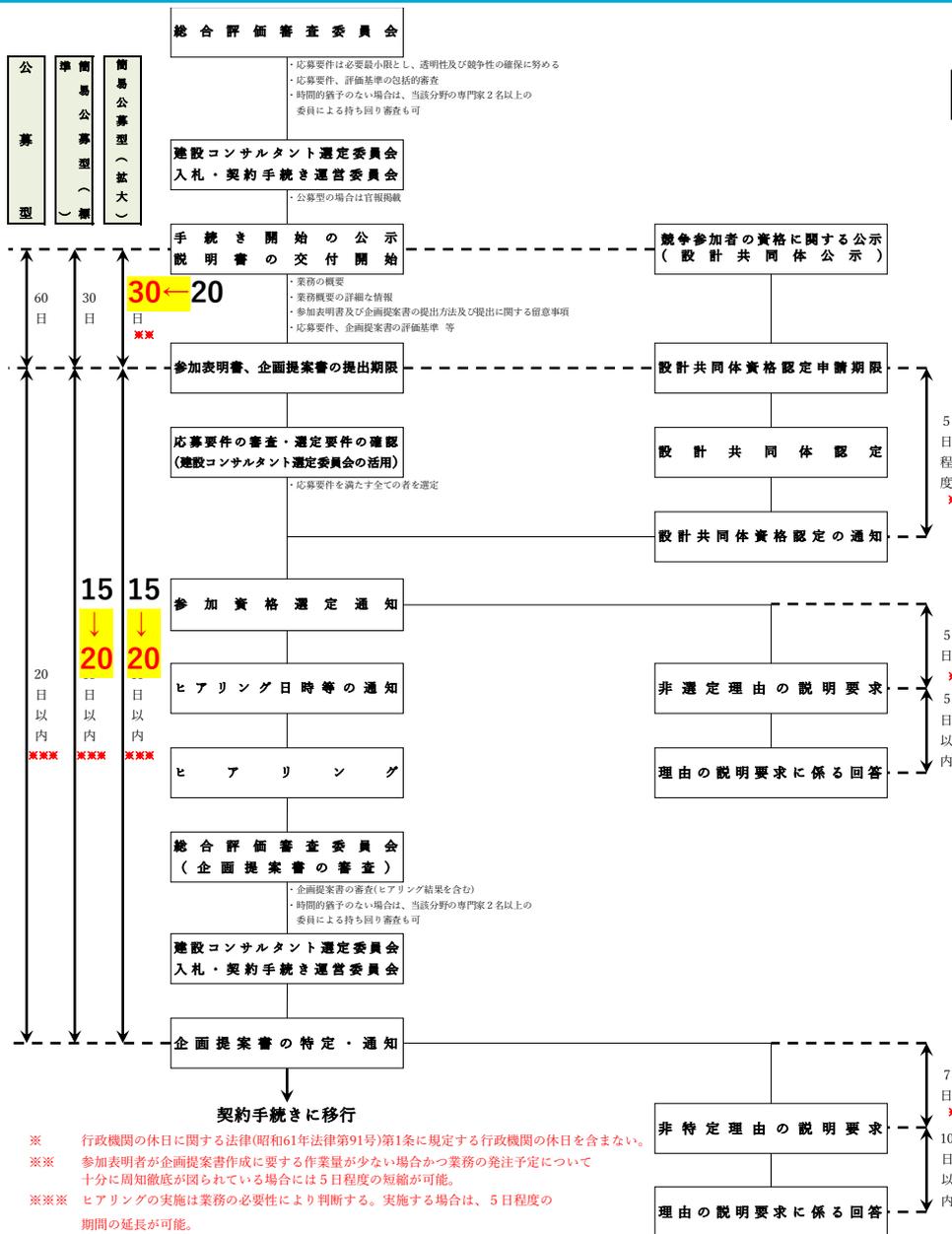
応募要件及び競争参加資格要件		プロポーザル・総合評価・簡易公募型競争 共通	
		現状	改定
参加企業	業務実績	平成24年度以降公告日までに完了	平成25年度以降公告日までに完了
配置予定技術者	業務実績	平成24年度以降公告日までに完了	平成25年度以降公告日までに完了

評価項目		プロポーザル・総合評価・簡易公募型競争 共通	
		現状	改定
(企業) 基本事項	業務実績	平成24年度以降公告日までに完了	評価項目から削除
	業務成績	令和2年度から令和3年度末までに完了	評価項目から削除
	優良業務表彰	令和3年度・令和4年度での優良業務表彰	令和4年度・令和5年度での優良業務表彰
	インフラDX大賞 中部DX大賞	評価項目として未設定	令和3年度・令和4年度での表彰
	地域精通度 ※簡易公募型競争【地域型】のみ	平成24年度以降公告日までに完了	平成25年度以降公告日までに完了
(技術者) 基本事項	業務実績	平成24年度以降公告日までに完了	平成25年度以降公告日までに完了
	業務成績	平成30年度から令和3年度末までに完了	令和元年度から令和4年度末までに完了
	優良技術者表彰	評価項目として未設定	令和2年度から令和5年度での優良技術者表彰
	海外インフラプロジェクト 優秀技術者	令和2年度以降の表彰	令和3年度・令和4年度での表彰
	地域精通度 ※簡易公募型競争【地域型】のみ	平成24年度以降公告日までに完了	平成25年度以降公告日までに完了

- ◆ 各項目において評価対象の期間を1年分更新する。
- ◆ 次回の更新は令和6年8月1日の予定。（令和6年4月は「賃上げ表明」以外更新しない）

選定要件	通常の指名競争	
	現状	改定
業務実績	平成24年度以降基準日までに完了	平成25年度以降公告日までに完了
手持ち業務量	中部地方整備局（港湾空港部を除く）における当該年度契約額を平成29年度～令和3年度（過去5年間）の年平均契約額で除する	中部地方整備局（港湾空港部を除く）における当該年度契約額を平成30年度～令和4年度（過去5年間）の年平均契約額で除する
業務成績	中部地方整備局（港湾空港部を除く）における平成29年度～令和3年度（過去5年間）で評価	中部地方整備局（港湾空港部を除く）における平成30年度～令和4年度（過去5年間）で評価
業務成績 (マウス評価)	令和2年度・令和3年度の2ヶ年	令和3年度・令和4年度の2ヶ年
優良業務表彰	中部地方整備局（港湾空港部を除く）が行う令和3年度・令和4年度（過去2年間）の優良業務表彰の有無を評価	中部地方整備局（港湾空港部を除く）が行う令和4年度・令和5年度（過去2年間）の優良業務表彰の有無を評価

7. 契約手続き期間の見直し(1)



【プロポーザル方式】

◆ 手続き開始の公示から
参加表明書等の提出期限までの期間を延長
※簡易公募型(拡大)

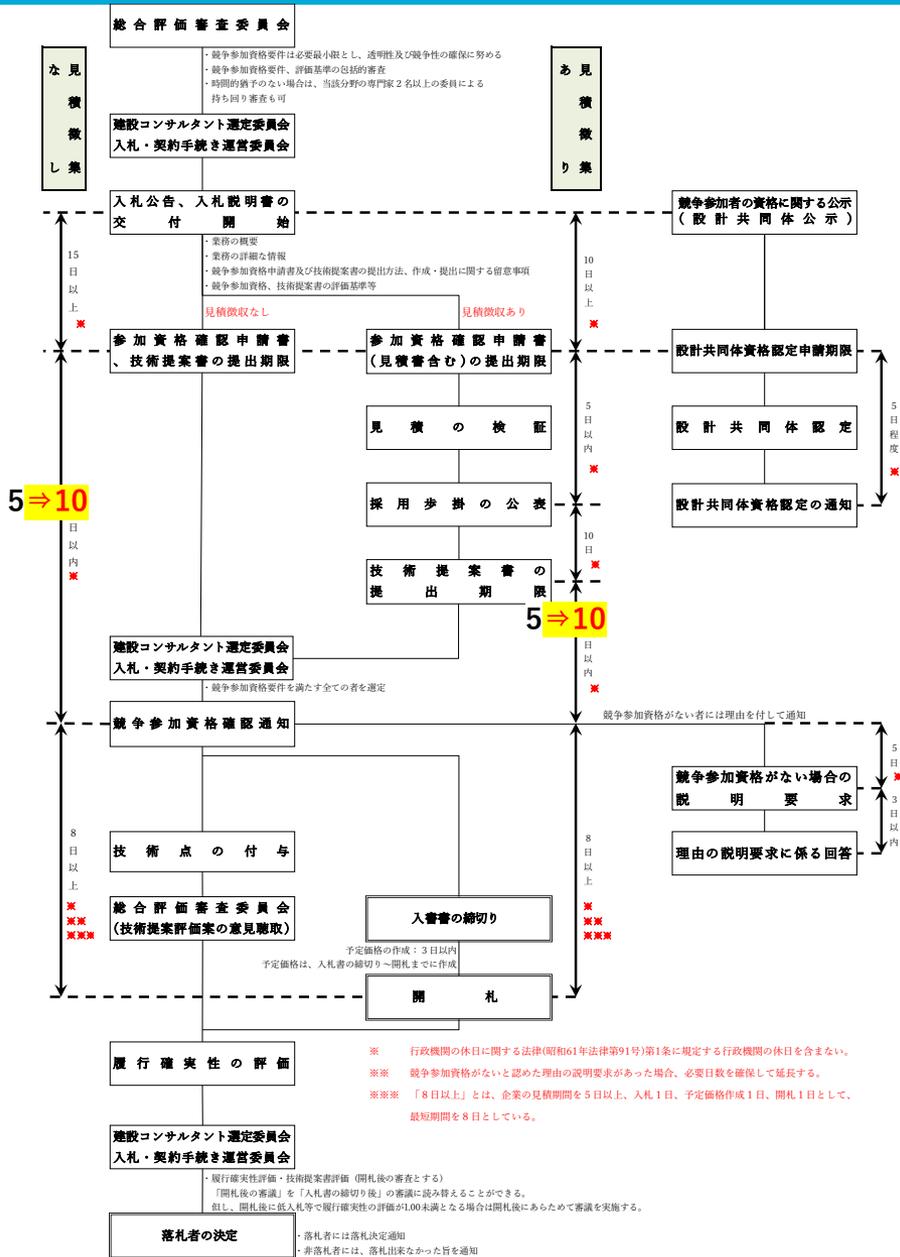
現 状：20日以上
見直し：30日以上

※ただし、継続して実施している
業務で、前回の手続きにおいて
複数者の参加があった場合は、
5日間程度、短縮可能とする。

◆ 参加表明書等の提出期限から
企画提案書の特定通知までの期間を延長
※簡易公募型(標準・拡大)

現 状：15日以内
見直し：20日以内

7. 契約手続き期間の見直し(2)



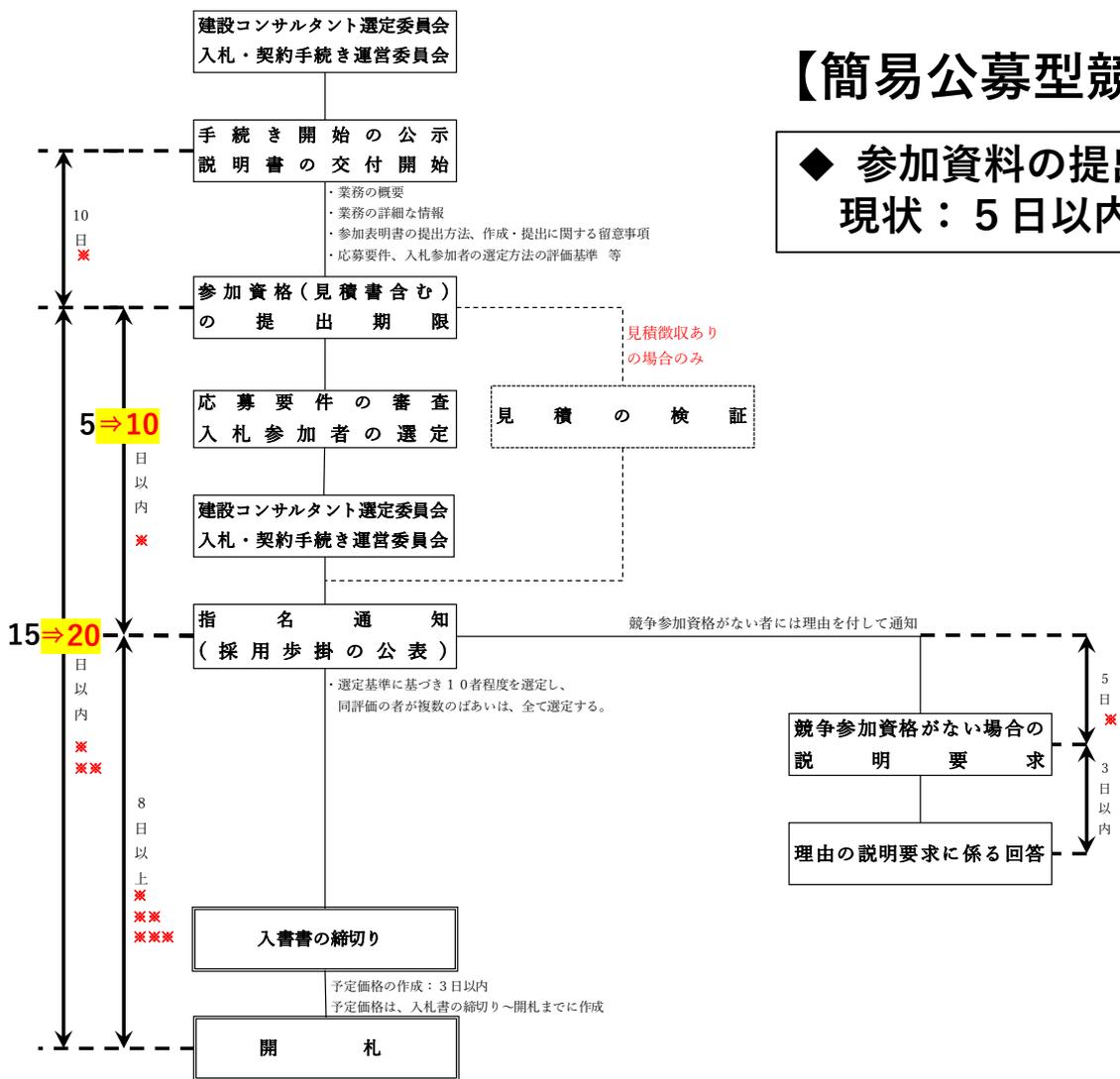
【総合評価方式】

◆ 参加資格確認資料の提出期限から
競争参加資格確認通知までの期間を延長
現状：5日以内
見直し：10日以内

7. 契約手続き期間の見直し(3)

【簡易公募型競争入札】

◆ 参加資料の提出期限から指名通知までの期間を延長
 現状：5日以内 見直し：10日以内



※ 行政機関の休日に関する法律(昭和61年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を含まない。
 ※※ 競争参加資格がないと認めた理由の説明要求があった場合、必要日数を確保して延長する。
 ※※※ 「8日以上」とは、企業の見積期間を5日以上、入札1日、予定価格作成1日、開札1日として、最短期間を8日としている。

8. 公告(公示)・説明書の記載変更(2)

- ◆ 提出が必要な様式を統一化
- ◆ 提出資料の削減

様式 番号	様 式 名※ ¹	提出が必要な資料※ ²				
		プロポ ーザル	総合評価		簡易公募型競争※ ⁴	
			簡易型 (1:1)	標準型 (1:2)	標準型	地域型
1	参加表明書	◎	—	—	◎	◎
	競争参加資格確認申請書	—	◎	◎	—	—
1-1	簡易技術資料	—	—	—	◎	◎
2	参加表明者の実績等	◎	◎	◎	◎	◎
	※所在地を証する添付資料	◎	◎	◎	◎	◎
	※表彰実績を証する添付資料	○	○	○	○	○
3	参加表明者の実績等	◎	◎	◎	◎	◎
	※業務の実績を証する添付資料 (テクリスで業務実績が確認出来る場合は不要)	◎	◎	◎	◎	◎
4	配置予定管理技術者の経歴等	◎	◎	◎	◎	◎
	※資格等を証する添付資料	◎	◎	◎	◎	◎
	※表彰、CPDを証する添付資料	○	○	○	○	○
5	配置予定管理技術者の実績等	◎	◎	◎	◎	◎
	※業務の実績を証する添付資料 (テクリスで業務実績が確認出来る場合は不要)	◎	◎	◎	◎	◎
	※休業の実績を証する添付資料 (休業を取得し対象期間を延長する者以外は不要)	◎	◎	◎	◎	◎
6	地域での業務経験	—	—	—	○	○
	※業務の実績を証する添付資料 (テクリスで業務実績が確認出来る場合は不要)	—	—	—	○	○
7	配置予定担当技術者の資格	◎	◎	◎	◎	◎
	※資格等を証する添付資料	◎	◎	◎	◎	◎
8	配置予定照査技術者の資格	◎	◎	◎	◎	◎
	※資格等を証する添付資料	◎	◎	◎	◎	◎

上記のうち、様式-7、様式-8は参加資格要件として設定した場合に限り提出を求める。

8. 公告（公示）・説明書の記載変更（2）

- ◆ 提出が必要な様式を統一化
- ◆ 提出資料の削減

様式 番号	様 式 名※ ¹	提出が必要な資料※ ²				
		プロポ ーザル	総合評価		簡易公募型競争※ ⁴	
			簡易型 (1:1)	標準型 (1:2)	標準型	地域型
9	技術提案書鏡	◎	◎	◎	—	—
10	技術提案書【実施方針（品質確保）】	—	◎	—	—	—
11	技術提案書【実施方針（若手技術者）】	—	◎	—	—	—
	※資格、人材育成の取り組み等を証する添付資料	—	○	—	—	—
12	技術提案書【評価テーマ】	◎	—	◎	—	—
	※提案内容の根拠等を説明する補足資料	○	—	○	—	—
13	【大企業用】従業員への賃金引上げ計画の表明書	—	○※ ³	○※ ³	—	—
	※本様式とは別に表明し合意を証する添付資料 (本様式とは別に表明し合意している場合のみ必要)	—	○※ ³	○※ ³	—	—
14	【中小企業用】従業員への賃金引上げ計画の表明書	—	○※ ³	○※ ³	—	—
	※法人税申告書別表1	—	○※ ³	○※ ³	—	—
	※本様式とは別に表明し合意を証する添付資料 (本様式とは別に表明し合意している場合のみ必要)	—	○※ ³	○※ ³	—	—
—	参考見積	◎	—	—	—	—
—	見積書（見積書の提出を求める場合に限る。）	—	◎	◎	◎	◎

※¹ 様式に関する詳細については、公示（公告）資料等を必ず確認すること

※² ◎：選定（競争参加資格を確認）するうえで提出が必須の資料

○：評価にあたり提出が必要な資料（未提出の場合は該当項目に係る評価は行わない。）

※³ 賃上げを表明する場合は企業等の規模に応じて様式13又は様式14のどちらかを提出すること

なお、賃上げ表明書については、賃上げを表明する期間が同様である場合は、別業務に参加した際に作成した様式で提出することを認める。

※⁴ 簡易公募型競争の場合は、様式1、様式1-1のみを提出資料とし、添付資料の提出も不要とする。

ただし、開札後、落札予定者となった者には、様式2以降の資料提出を求め、様式1-1で申請された内容に相違がないか確認する。

その他、公告(公示)・説明書の見直し内容

- ◆申請書等の作成方法を1事項としてまとめ、各様式毎に留意事項を記載
- ◆評価項目において、評価出来ないもの「0点」と申請がないもの「-」を明確化
- ◆評価項目毎に、評価にあたっての留意点・判断基準を明確化
- ◆技術提案（評価テーマ）を求めるプロポーザル・総合評価（標準型）において、入札説明書の【別添】として、発注者のニーズ（目的・成果、業務内容、背景・経緯、留意点・課題等）を記載。 等